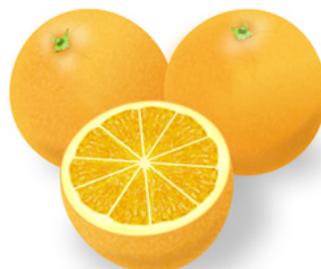
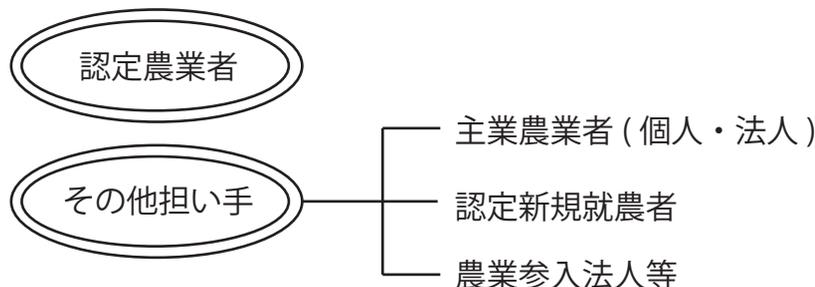


# 農業近代化資金

農業を営む方、農業に関わる団体が、施設や農機具の取得、家畜購入、果樹植栽、小規模な土地改良などを行うときに借りることができます。

## 1. ご利用いただける方



## 2. ご利用資金使途

- ・ 農業用施設（農作業場・ハウス・加工施設など）の建設、購入、改良、復旧※1
- ・ 農業用機械（トラクター・コンバインなど）の購入
- ・ 果樹・茶の植栽または育成
- ・ 家畜の購入または育成
- ・ 小規模（事業費 1,800 万円まで）な農地の改良、造成、復旧※1
- ・ 長期運転資金※2

※1 災害復旧に関わる費用は認定農業者のみ対象ですが、被災施設を経営改善のために立て替える場合などは、その他担い手も対象となります。

※2 長期運転資金は、肥料代・賃借料のような見積書があるもので経営改善に必要なものを一括して支払う場合に対象となります。

## 3. ご融資の条件

		認定農業者	その他担い手（農業参入法人等）
融資限度額		個人：1,800 万円    農業参入法人：1.5 億円    法人：2 億円	
融資利率		0.40%～0.85% 別途市町の利子補給がある場合があります	1.00%
融資期間		原則 15 年以内 （据置期間 7 年以内）	原則 15 年以内 （据置期間 3 年以内）
保証料		優良担保あり 年 0.339%	優良担保なし 年 0.629%
担保※3	個人	1,800 万円まで無担保	1,500 万円まで無担保
	法人	3,600 万円まで無担保	3,000 万円まで無担保
保証人※3		原則不要	

※3 静岡県農業信用基金協会が必要と認めた場合は担保をいただくことや、保証人に加入していただくことがございます。



～…～…ご利用いただける方…～…～…～…～…～…～…～…～…～…

			条 件
認定農業者			<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町で農業経営改善計画が認定されていること</li> <li>・簿記記帳を行っているまたは、簿記記帳に移行することが確実であること</li> </ul>
その他担い手	主業農業者	農業者（個人）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総所得の過半が農業所得であるまたは、農業粗収益 200 万円以上であること</li> <li>・主となる従事者が青壮年（60 歳未満）であること</li> <li>・（60 歳以上の場合のみ）後継者があること</li> <li>・簿記記帳を行っているまたは、簿記記帳に移行することが確実であること</li> </ul>
		農業者（法人）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総売上の過半が農業売上であるまたは、農業粗収益 1,000 万円以上であること</li> <li>・常時従事者（農地法第 2 条第 7 項第 2 号ニに規定する常時従事者）がいること</li> <li>・簿記記帳を行っているまたは、簿記記帳に移行することが確実であること</li> </ul>
	認定新規就農者		<ul style="list-style-type: none"> <li>・就農計画の認定を受けていること</li> <li>・経営開始後 5 年以内で認定後 10 年以内であること（就農支援資金については不要）</li> </ul>
	農業参入法人		<ul style="list-style-type: none"> <li>・5 年以内に認定農業者となる計画を有する営農法人で経営開始後決算を 2 期終えていないこと</li> </ul>

～…～…あなたの事業には、この資金が利用できます！！…～…～…～…～…

	認定農業者	その他担い手
農地を借りたい	○	○
農地の改良・造成をしたい	○	○
農舎やハウスなどの農業用施設をつくりたい	○	○
加工販売施設や観光農園施設をつくりたい	○	○
農機具を購入したい	○	○
果樹や花木の植栽や育成をしたい	○	○
牛や豚の購入や育成をしたい	○	○
給排水施設の設置や改良をしたい	○	○
農業に関する研修を受けたい	○	
運転資金を借りたい	○	
農地・施設の復旧をしたい	○	
補助事業の自己負担を借りたい	○	○

ご融資に際しては、当行および静岡県農業信用基金協会の審査がございますので、審査結果によってはご希望に沿えない場合がございます。



SHIMIZU BANK